

宮崎県では

①心不全療養指導士

(一般社団法人 日本循環器学会が認定する資格)

②心臓リハビリテーション指導士

(特定非営利活動法人 日本心臓リハビリテーション学会が認定する資格)

の資格取得を支援しています

*それぞれ、受験には学会への入会(②は継続期間もあり)や条件があります。
詳細は、各学会ホームページ等で御確認ください。



一般社団法人
日本循環器学会
The Japanese Circulation Society

心不全療養指導士
案内HP



特定非営利活動法人
日本心臓リハビリテーション学会

心臓リハビリテーション指導士
案内HP



●補助対象者

①又は②の試験を受験して合格し、資格取得した被雇用者
に対して必要経費の助成を行う県内の医療機関等

●補助対象経費・補助率・上限額

- ①・資格の取得に際し助成した受講料、審査料及び資料代の2分の1以内(1人当たり上限額12,500円)
- ②・資格の取得に際し助成した受講料、審査料及び資料代の2分の1以内(1人当たり上限額12,500円)
- ・資格の取得に際し助成した旅費の2分の1以内(1人当たり上限額37,500円)

※以下、御了承ください。
・内容は令和7年度のもので、
・予算がなくなり次第同年度の
受付は終了する見込みです。
・当該事業は、今後、財源・予算
の都合などにより実施できな
くなる可能性もあります
(R7年度分は予算確保済です)。

事業スキーム



上記のとおり、補助対象者は「医療機関等」であって「個人」ではありません。お勤めの医療機関等において資格取得者に対する助成制度がない場合、宮崎県では補助できませんので、御了承ください。現時点で助成制度がない場合でも、「県でこういった支援制度があるから」と資格取得を予定している方が医療機関等に御相談したり、医療機関等で助成制度の創設を検討するなど、当制度の活用につなげていただくと幸いです。

* (2) 医療機関等助成金に制限は設けていませんが、(4) 県補助金には補助率と上限額があるので御留意ください。

例) ①心不全療養指導士合格者に医療機関等が20,000円助成→県から医療機関等に10,000円補助(1/2)

① " 30,000円 " 12,500円 " (1/2, 上限)

お問い合わせ

様式や必要書類等御確認ください→

宮崎県 循環器病人材育成事業

宮崎県HP

宮崎県 福祉保健部 健康増進課 がん・疾病対策担当

TEL: 0985-26-7079 MAIL: kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp



宮崎県の状況

宮崎県の心疾患の年齢調整死亡率は、全国に比べて男女とも高くなっています（令和2年）。また、宮崎県の心疾患で亡くなった方は全死亡原因の16.7%を占めており、全国の14.8%と比べて高くなっています（令和4年。脳血管疾患を合わせた循環器病でみると24.1%で、やはり全国の21.7%と比べて高い）。

○心疾患の年齢調整死亡率（人口10万対）

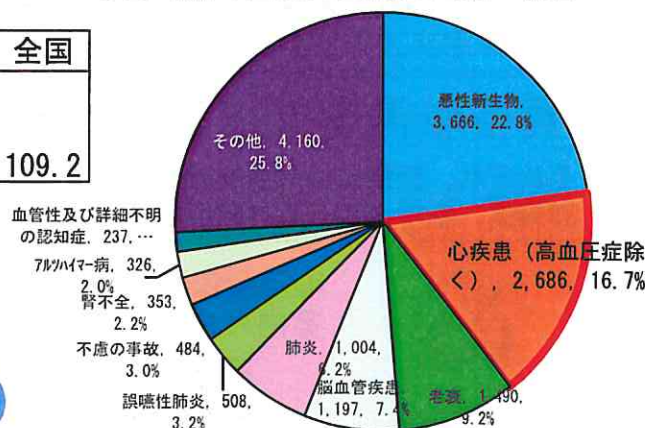
◆男性

宮崎県		全国
死亡率	全国順位 (ワースト)	
202.7	13	190.1

◆女性

宮崎県		全国
死亡率	全国順位 (ワースト)	
119.8	8	109.2

○宮崎県の主要死因別死亡数・割合



第2期宮崎県循環器病対策推進計画

このような状況下、宮崎県では令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を期間とする「第2期宮崎県循環器病対策推進計画」で、以下の「基本方針」のもと「全体目標」を立て、各種施策を展開しています。

基本方針

- ・循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- ・保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- ・循環器病の研究推進への協力

全体目標

（1）健康寿命の延伸

男性73.30歳、女性76.71歳（令和1（2019）年）の延伸

（2）循環器病の年齢調整死亡率の減少

以下*の年齢調整死亡率を全国平均以下とする（令和2（2020）年。（）は全国）

- ・心疾患（男性202.7（190.1）、女性119.8（109.2））
- ・急性心筋梗塞（男性38.1（32.5）、女性15.8（14.0））

*別途、脳卒中の分野で「脳血管疾患（男性105.2（93.8）、女性61.4（56.4）」も設定しています。

資格取得支援の理由

- ・循環器病は、再発や増悪を繰り返す特徴があることから、高齢者の増加による患者の増加に伴うリハビリテーションの重要性がますます高まっており、心不全療養指導士・心臓リハビリテーション指導士等を中心とした多職種連携による再発・再入院・重症化予防に向けた適切な管理・ケアが求められています。
- ・「心臓リハビリテーション指導士による管理により在宅療養期間の引き延ばしに成功している」という報告もあり、医療関係者からも資格取得者を増やすことが必要との認識が示されています。
- ・本県は、他県と比較して資格取得者が少ない*ことから、資格取得を支援し、県民の心不全ケアに関する支援体制を強化し、県民の心不全による再発・再入院・重症化予防、また生活の質（QOL）の改善を図りたいと考えています。

**資格取得や助成制度創設
を御検討いただければ幸いです！**

*人口10万人当たりの資格取得者（R7.2）

- ・心不全療養指導士 4.04（九州ワースト4位）
- ・心臓リハビリテーション指導士 4.61（九州ワースト1位）

循環器病人材育成事業費補助金交付要綱

令和 6 年 9 月 3 0 日

福祉保健部健康増進課

(趣旨)

第 1 条 県は、宮崎県地域医療介護総合確保基金条例（平成26年宮崎県条例第65号）第 1 条に定める基金を活用し、宮崎県内の心血管疾患に関する医療提供体制の充実を目的に、予算で定めるところにより、心不全療養指導士又は心臓リハビリテーション指導士の養成のための経費を負担する医療機関等に対し、補助金を交付するものとし、この交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年 9 月12日付医政発0912第 5 号厚生労働省医政局長通知）及び補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「心不全療養指導士」とは、一般社団法人日本循環器学会が認定する同名の資格をいう。

2 この要綱において「心臓リハビリテーション指導士」とは、特定非営利活動法人日本心臓リハビリテーション学会が認定する同名の資格をいう。

(補助事業者)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 心不全療養指導士又は心臓リハビリテーション指導士の認定試験を受験して合格し、資格取得した被雇用者に対して必要経費の助成を行う県内の医療機関等であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の 4 及び市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 第 1 条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条の規定にかかわらず、同条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の提出は、省略することができる。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者が対象経費を負担したこと及びその額が分かる書類
- (2) 資格取得者の雇用契約書（雇入通知書）等
- (3) 資格を取得したことを証する認定証の写し等
- (4) 第3条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (5) 第3条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（法人の場合）（別記様式第1号）
- (6) 第3条第4号に係る誓約書（別記様式第2号）
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日（以下、「事業完了日」という。）の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第9条 第5条第2項の規定に掲げる書類の提出があった場合には、規則第14条第1項の規定による報告があったものとみなす。

2 前項の報告は、事業完了日（申請すべき書類が揃った日）から起算して30日を経過した日又は、当該年度3月31日のいずれかの早い期日までにしなければならない。

(書類の提出部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(その他)

第11条 本要綱の規定は、県立の医療機関について準用する。この場合において、「補助金」とあるのは、「負担金」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年9月30日から施行し、令和6年度の予算に係る循環器病人材育成事業費補助金から適用する。

別表（第4条関係）

	補助対象経費	補助率
心不全療養指導士	（1）資格の取得に際し助成した受講料、 審査料及び資料代	2分の1以内 算出された額に百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ただし、一人当たりの上限額は以下のとおりとする。
心臓リハビリテーション指導士	（2）資格の取得に際し助成した受講料、 審査料及び資料代 （3）資格の取得に際し助成した旅費	（1）12,500円 （2）12,500円 （3）37,500円